

油政連かながわ

第 10 号

平成20年12月20日 発行

発行所
横浜市中区万代町 3-5-3
石油会館
神奈川県石油政治連盟
☎045-641-1351

納税者の声を無視するな !!

神奈川県石油政治連盟

会長 渡 辺 治 夫



国の内外で多くの出来事があった今年も残り少なくなりましたが、当油政連会員の皆様には日頃から組織活動に多大のご支援・ご協力を頂きましたこと深く感謝いたします。

平成20年3月31日をもって、30年以上続いたガソリン税の暫定税率（25.1円）が国会のねじれ現象の結果、時間切れとなり失効しました。このため、4月1日午前0時の時報とともに、一気に20円以上引き下げるSSも現れ、テレビ局も生中継するなど石油販売業界は大混乱に陥る結果となりました。そして、4月30日には政府与党がガソリン税の暫定税率を復活させる法案を60日ルールにより衆議院で再可決する形で成立させ、再び従来と同じ税率に戻りました。まさにこの間の出来事は国に踊らされた1ヶ月でありました。

この出来事は、SS経営に多大な損失を与えた結果となり、当油政連は全石連と一体となってGS議連の先生方をはじめ、関係国会議員に対し陳情活動を繰り返した結果、セーフティネット資金をはじめとした金融支援策を勝ち得ることができました。これも日頃からの地道な油政連活動の賜物と自負いたしております。

また、11月には、石油関係諸税の税負担軽

減を求める「緊急総決起大会」を全石連、油政連、石油連盟、JAFや自動車工業会などが加盟する自動車税制改革フォーラムとともに都内で開催いたし、全石連と油政連の関係者150人を含む500人が参集し、与党の国会議員139人とともに「道路特定財源の一般財源化に伴い課税根拠を失う燃料関係諸税・自動車関係諸税の廃止などにより納税者負担を軽減すべき」という趣旨の決議を採択しました。この決議に沿って「納税者を無視するな!! 不公平だ!」とシュプレヒコールで氣勢をあげ、自民党本部、国会、霞ヶ関をデモ行進し、与党幹部、関係大臣へ決議文を提出しました。

この一連の動きは年末にかけてさらにヒートアップし、12月中旬ごろにまとめられる「税制改正大綱」に盛り込まれるべく本年度の税制改正要望として、①ガソリン税の貸倒れ還付制度の創設、②タックス・オン・タックスの廃止、の2点に絞って要望活動を強力に展開しております。全国の石油組合と油政連県連が一体となって地元選出議員等への要望を精力的に行い、石油業界の要望実現に向けて働きかけをさらに強化しました。

石油販売業界の長年の要望の実現に向けて、来年以降も積極的に活動していく所存でございますので、会員の皆様方のさらなるご支援・ご協力の程、宜しくお願い致します。

「自動車ユーザーの税負担軽減！ 緊急総決起大会」開催

—— 納税者である自動車ユーザーを無視するな!! ——

全石連と全国油政連は11月19日、石油連盟、JAFや自動車工業会などが加盟する自動車税制改革フォーラムとともに、「緊急総決起大会」を都内のホテルで開催しました。当日は、全国から組合関係者150人を含む500人が参集し、趣旨に賛同する一木会、ガソリンスタンドを考える議員の会などを中心に、139人の与党国会議員（神奈川県からは3区の小此木八郎先生、10区の田中和徳先生が出席）とともに決議を採択しました。

その後、この決議に沿って、「納税者を無視するな！不公平だ！」のシュプレヒコールで氣勢をあげ、5班に分かれて自民党本部、国会、霞ヶ関をデモ行進しました。主催者トップは並行して与党幹部、関係大臣に請願に回り、趣旨の実現を強力に要請しました。



決起大会の会場を埋め尽くした参加者



ひな壇に並ぶ主催者代表

大会決議

一般財源化に伴い課税根拠を失う自動車関係・燃料関係諸税の廃止等により納税者の負担を軽減すべき

道路特定財源は「受益と負担」の原則の下、国が法律と国会において「使い道を道路整備に特定する」と約束し、それを信じてきた自動車ユーザーが、何十年にもわたり、過重な税負担を甘受してきた。

この間、自動車を取り巻く環境は大きく変わり、自動車は生活必需品として欠かせないものとなり、特に地方では、生活の足として複数台保有せざるを得ない。

このような状況の中で、政府・与党はへいせい21年度からの「一般財源化」を決定したが、本来国民が公平に負担すべき一般財源について、自動車ユーザーだけが特定の負担を強いられること、また、ただでさえ中央との格差がなく地方都市が都市世帯よりも大きな負担を強いられることになり、納税者である自動車ユーザーの理解は到底得られるものではない。

一般財源化は、道路整備目的との課税根拠を喪失し、「税負担の公平」の原則にも反することから、自動車関係・燃料関係諸税について根本から見直し、課税根拠なき自動車関係・燃料関係諸税は廃止する等により、自動車ユーザーの負担を軽減すべきである。

上、決議する。

平成20年11月19日

JAF・自動車税制改革フォーラム・全国石油商業組合連合会・石油連盟

石油関係諸税などの軽減を求めた 決起大会・デモ行進



「税負担を軽減せよ！」の声を上げながら国会前をデモ行進



◀ 全石連河本副会長のリードで行ったシュプレヒコール

細田幹事長ら自民党幹部に決議文を手渡す各団体トップ ▼



青木前自民党参議院会長に税の不公平を訴える関全石連会長



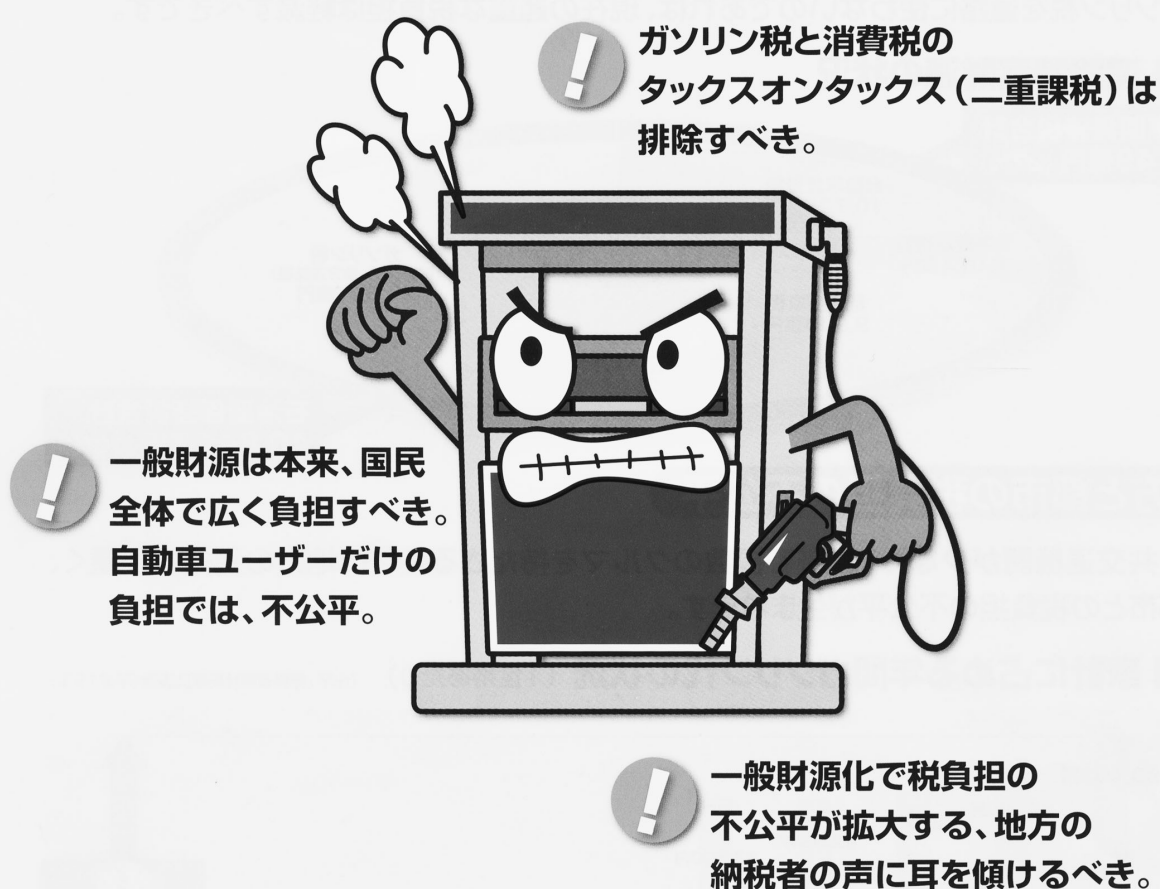
国会請願所前で氣勢をあげるデモ行進参加者



先頭に立ち、デモ行進する各団体トップ

自動車ユーザーの税負担を軽減すべき!

**納税者である自動車ユーザーを
無視するな!**



**一般財源化するのであれば、
ガソリン税・軽油引取税は全面的に見直し、
納税者の負担を軽減すべきです**

全国石油商業組合連合会
<http://www.zensekiren.or.jp>

石油連盟
<http://www.paj.gr.jp>

県と国へ8項目要望

21年度要望書を自民党県連に提出

神奈川県石油政治連盟と神奈川県石油商業組合は、「平成21年度予算要望」として、県に3項目、国に5項目の要望書を提出した。

石油販売業界の実情を訴え、理解を求めるとともに要望事項の実現を要請した。

◇県への要望◇

〔共同受注事業の積極利用〕

県石協は平成5年度に官公需適格組合の認可・6年に県指名競争入札参加資格を取得。国の機関等を含め平成19年度の受注実績は20,842万円に及ぶ。一方、組合は平成8年に緊急時対策マニュアルを作成し、大災害時の公用車など緊急車両に対する石油製品優先供給体制を整えている。これらに措置は平常時から官公需適格組合との共同受注確立がされてこそ安定供給体制が得られる事を理解され、積極活用して欲しい。

〔軽油引取税脱税防止・取締り徹底〕

軽油引取税の脱税行為は近年巧妙を極め年間数億円にも上るといわれているが、数々の不法行為を阻止するため、路上検査制度について、地方税法上明確に規定し、定期的に実施することと、軽油引取税の納入申告後に大半を意図的に滞納する悪質な行為に対して、より効果的な立入検査・摘発体制を構築するなど、一段と強固な措置をとるよう要望します。

〔軽油引取税交付金の増率〕

軽油引取税の特別徴収および期限内納税の

実務を担当する石油販売業者は、納税額に対し2.5%の奨励交付金を得ているが、徴・納税の事務的・金銭的負担は大きいので交付率を3%以上に引き上げられたい。

◇国への要望◇

〔一般財源化反対・本則税率への実現〕

道路特定財源の見直しにあたっては、納税者である自動車ユーザーの理解を前提とすべきで、道路特定財源に余裕が生じるならば、ガソリン税53.8円/ℓは、本則税率の28.7円/ℓに戻し、自動車燃料費の国民の負担軽減を図るべきであり、安易な一般財源への流用には断固として反対します。

〔ガソリン税・消費税の二重課税排除〕

消費税は創設時に既存諸税との重複課税を避けるため、廃止・軽減の措置が取られ、酒・タバコ等については消費税相当額が軽減される等の調整が図られている。

しかしガソリン税には調整がなく、ガソリン税にも消費税がかかる極めて不合理な税体系のまま今日に至っているため、こうした不合理な二重課税は速やかに排除されたい。

〔不当廉売等の取締り厳格化〕

①不当廉売や差別対価など不公正な取引に対し、現行の排除措置命令では効果がないため、課徴金を課すべき。②独禁法違反行為に係る差止め請求訴訟において、差別対価などを立証するため、相手方の仕入れ価格などが分かる仕入伝票などを提出させるための文書提出命令の導入。③中小組合員に代わって組合などが訴訟提起できる団体訴権の導入。以上の法改正を強く要望した。

〔共同受注事業の積極利用〕〔軽油引取税交付金増率〕は、県への要望と同じ。

神奈川県石油政治連盟 常任委員

(敬称略)

役職名	氏 名	組 合 役 職	役職名	氏 名	組 合 役 職
会 長	渡 辺 治 夫	副 理 事 長	常 任 委 員	穴 澤 順 之	東 部 地 区 議 長
副 会 長	森 洋	理 事 長	常 任 委 員	鈴 木 基	中 部 地 区 議 長
副 会 長	上 野 誠	副 理 事 長	常 任 委 員	井 上 和 足	西 部 地 区 議 長
副 会 長	鮫 島 康 孝	副 理 事 長	常 任 委 員	志 村 昭 和	北 部 地 区 議 長
副 会 長	鶴 岡 勉	副 理 事 長	常 任 委 員	松 山 慶 三	南 部 地 区 議 長
副 会 長	木 所 章	副 理 事 長	会 計 責 任 者	植 栗 正 光	理 事 ・ 事 務 局 長
副 会 長	後 藤 元 信	副 理 事 長	監 事	川 田 善 久	監 事
副 会 長	利根川 修	副 理 事 長	監 事	大 貫 嘉 徳	監 事

神奈川県石油政治連盟 地区部会長

(敬称略)

地区	地 区 の 範 囲	氏 名	会 社 名	組 合 支 部
1	横浜市中区・磯子区・金沢区	高 野 亨	富倉興業(株)	横 浜 中
2	横浜市西区・港南区・南区	利根川 修	東邦礦産(株)	港 西
3	横浜市鶴見区・神奈川区	斎 藤 康 治	喜久興産(株)	鶴 見
4	横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町	森 哲 夫	(有)森商会	湘 南 鎌 倉
5	横浜市瀬谷区・戸塚区・泉区	大 貫 芳 夫	(有)大貫商事	戸 塚
6	横浜市保土ヶ谷区・旭区	露 木 勝	露木石油(株)	旭 瀬 谷
7	横浜市港北区・都筑区	吉 山 昌 秀	山和石油(株)	港 北
8	横浜市青葉区・緑区	長 野 一 之	(株)長野商事	緑
9	川崎市多摩区・麻生区	木 所 章	(株)木所	川 崎 北
10	川崎市川崎区・幸区・中原区	穴 澤 順 之	巴商事(株)	川 崎 中 央
11	横須賀市・三浦市	松 山 慶 三	光陽石油(株)	横 須 賀 三 浦
12	藤沢市・高座郡	富 田 良 一	(株)遠藤石油	藤 沢
13	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市	吉 野 久 一	(有)吉野石油	高 座
14	相模原市(南部の4出張所・津久井町・相模湖町・藤野町を除く)	八 木 繁 雄	(株)八木商店	北 相
15	茅ヶ崎市・平塚市・中郡	藤 嶋 正 嘉	相石輸送(株)	湘 南
16	厚木市・伊勢原市・愛甲郡・相模原市(麻溝・新磯・相模台・相武台・津久井町・相模湖町・藤野町)	原 寿 美	(株)原商会	厚 木
17	秦野市・小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	井 上 和 足	井上商事(株)	足 柄
18	川崎市高津区・宮前区	木 所 章	(株)木所	川 崎 北

〈きりとせん〉

油政連
新会員募集

年会費 (一口当たり)

個人会員 8,000円

法人会員 9,600円

〈法人会員は「自由民主党神奈川県石油販売業支部への寄付」となります〉

◇加入申込みは、下記に記入・捺印のうえ郵便で「県石油政治連盟事務局」へお送り下さい。

加 入 申 込 書

神奈川県石油政治連盟

会長 渡 辺 治 夫 殿

平成 年 月 日

Ⅰ 個人会員として申し込みます		Ⅱ 法人会員として申し込みます	
ふりがな		ふりがな	
氏 名		会社名・代表者	
	(〒)		(〒)
現 住 所		現 住 所	
電 話		電 話	
会 社 名		加入する営業所	
	(役職)	担 当 者 名	(役職)

◆申込書の送付・お問い合わせは 〒231-0031 横浜市中区万代町3-5-3 電話 045-641-1351

通知書を現住所以外に送付する場合の送り先	〒	[電話]

扶養家族が、学校卒業、就職、結婚、親から独立、亡くなったら5日以内に届出を 健保の負担軽減のため、被扶養者削除の届出はすみやかに

平成20年度から「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）」「前期高齢者医療制度」「退職者給付制度」が改められました。その結果、これらの高齢者の給付を支える「支援金」「納付金」「拠出金」を算定する場合の人員にゼロ歳から74歳の被扶養者数も入り、被保険者と同様の負担が課せられる制度が導入されました。被扶養者はご存知のように、保険料の負担がありません。健康保険関係団体からは、厚生労働省に収入のある被扶養者からも、幾分保険料を負担させるよう要望を出していますが、結論がでていません。

したがって、被扶養者に該当しない人については、分母対策として直ちに削除届を出さないと、健康保険組合は余計な負担を強いられることになります。

健康保険組合では、来年度から健康保険被保険者証をカード化する計画を検討していますが、この際に、被扶養者資格の再確認を予定しています。再確認は、21年1月中を考えています。

表.1 平成19年度・20年度保険給付費及び支援金等の内訳

		被 保 険 者		被 扶 養 者		合 計	
		総 額	被保険者 一人当り費用	総 額	被扶養者 一人当り費用	総 額	一人当たり 平均費用
平成19 年 度	人 員	4,081人		3,548人		7,629人	
	保険給付費	422,236千円	103,464円	413,583千円	116,568円	835,819千円	109,558円
	支 援 金 等	428,565千円	105,015円	168,000千円	47,351円	596,565千円	78,197円
	合 計	850,801千円	208,479円	581,583千円	163,919円	1,432,384千円	187,755円
平成20 年 度	人 員	4,027人		3,751人		7,778人	
	保険給付費	454,548千円	112,875円	447,117千円	119,199円	901,665千円	115,925円
	支 援 金 等	407,243千円	101,128円	275,492千円	73,445円	682,735千円	87,778円
	合 計	861,791千円	214,003円	722,609千円	192,644円	1,584,400千円	203,703円

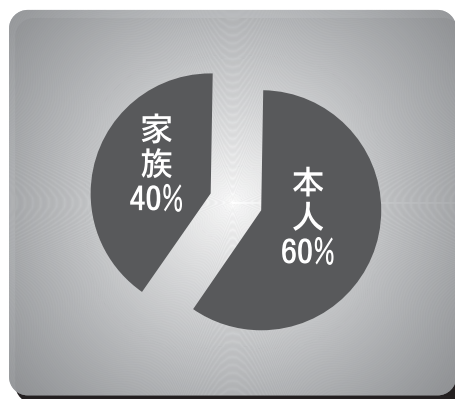
【注】平成20年度保険給付費は推計です。

表.2 平成20年度支援金等内訳

単位：千円

	総 計	本 人	家 族
①平成20年度保険料予算額	1,554,642	1,554,642	
②後期高齢者医療支援金	298,763	154,682	144,081
③前期高齢者医療納付金	272,296	140,979	131,317
④退職者給付拠出金	111,481	111,481	
⑤療養病床転換支援金	195	101	94
合 計	682,735	407,243	275,492
保険料収入に占める割合	44%	26%	18%

支援均等の本人・家族別の割合



お知らせ

平成21年1月から柔道療養費（整骨院でかかった骨折・捻挫・脱臼等の療養費）の審査は、ガリバーインターナショナル(株)に委託します。負傷原因の照会は、当健康保険組合及びガリバーインターナショナル(株)計算センターから通知されますので、ご承知ください。

神奈川県石油業健康保険組合

電話 045-641-2473
FAX 045-641-2463

石油基金への新規加入促進

基金財政は厳しい運用環境の中でも健闘しております!!

I. 基金財政の現状

神奈川県石油業厚生年金基金は、平成20年3月末を基準日として5年に一度の財政再計算を迎えました。平成19年度はご高承の通り、サブプライム問題に端を発した内外株式の大幅な下落という最悪の環境下でしたが、過去に積み上げた剰余金を取崩し、掛金引上げもなく無事に再計算を終えることができました。再計算終了後でも15億円強の剰余金を保有しており、全国の500以上の総合型厚生年金基金の中でも、トップクラスの財政状況となっております。

足元の運用環境は更に悪化しておりますが、県下の石油業で働く役職員の老後福祉充実のために、この難局を乗り切り財政の健全性を維持すべく努力しております。

II. 基金のビジョン

①特別掛金免除の特例

(新規加入事業所は、現行特別掛金の償却が完了するまでの期間、特別掛金20/1000を免除する…実施済)

②既加入事業所の特別掛金は平成26年3月末で償却完了予定

③加入員の給付改善

(次回再計算である平成25年3月末基準で財政状況を検証した後、検討予定)

厚生年金基金加入のメリット

1. 事業主が掛金をより多く負担することで、加入員は国の年金よりも多い年金を終身受けることができます。(事業主は退職金制度として活用でき、退職金の保全義務が免除されます)
2. 国の老齢厚生年金は、原則として25年以上の加入期間が必要ですが、厚生年金基金の年金は加入員期間が1ヵ月以上あればその期間に見合う年金が支給されます。
3. 加算年金は、希望により選択一時金として受けられます。

詳細は TEL 045-681-0825 へ 神奈川県石油業厚生年金基金

◎ 豊富な品揃えです……共同事業を積極的に活用しましょう ◎

◇各種共済(保険)

- ☆SS総合共済 ☆賠償責任共済
- ☆SS土壌保険 ☆受託自動車保険
- ☆中型生命保険 ☆経営者生命保険
- ☆経営者年金保険 ☆新医療保障保険
- ☆特定退職金共済 ☆SSマネーガード保険

◇SS管理は早めの措置が勝ち

- ☆産業廃棄物の処理 ☆地下タンク定期点検
- ☆計量器再検定 ☆計量器自治管理
- ☆地下タンク撤去・入替え補助制度
- ☆キャノピー灯ランプ購入/交換
- ☆品確法関連看板 ☆危険物看板各種
- ☆電子ブレーカーシステム

◇良質・格安な給油所の必需品

- ☆洗車用タオル ☆贈答用タオル
- ☆POS用ロールペーパー
- ☆POS伝票
- ☆手書き伝票 ☆請求書/領収書 ☆封筒類
- ☆POSファイル ☆POSカード/ケース
- ☆インクリボン ☆トナーカートリッジ
- ☆オイルチェックシート
- ☆オイル交換ステッカー
- ☆簡易補修セット

◇有利な仕入れのお手伝い

- ☆消火器 ☆ガソリン携行缶
- ☆ワイパーブレード